

九州大学独自の奨学金・学生納付金免除制度一覧 (学部・学府独自の奨学金及び海外派遣支援を除く)

平成30年10月現在

【奨学金関係】

区分	No.	名称	開設	趣旨・目的等	申請資格	年間採用人数	給付金額	給付期間	併給の可否
入学前採用奖学金 経済的事情を考慮した支援	1	中本博雄賞修学支援奖学金	平成30年度	経済的に困窮し、学業成績が優秀な九州大学の学士課程への入学希望者に対して、入学前に奨学生候補者として採用し、修学支援を目的として入学後から奨学金を給付する。	以下のすべてに該当する者 ・高等学校若しくは中等教育学校を申請年度に卒業見込の者、又は申請年度の前年度に卒業した者 ・申請年度の翌年度4月に九州大学に入学を希望する者 ・本人が属する世帯の税込年収の合計が給与所得の場合の支払金額が200万円未満の者、給与所得外の場合の所得金額が76万円未満の者 ・学業成績(高等学校等の第1年次から申込時までの全履修科目の評定平均値)が4.3以上の人 ・日本国籍である者	10名程度	月額3万円	最短修業年限	以下の九大基金による奨学金との併給不可 ・市川節造奨学金 ・修学支援奨学金 ・利章奨学金 ・山川賞 ・中本博雄賞の海外留学・海外派遣支援との併給可
学部生対象の奖学金 経済的事情を考慮した支援	2	市川節造奨学金	平成30年度	経済的に極めて困窮し修学に支障が生じている学生に対して、有意義な大学生活を送り、社会に貢献する人材となるよう支援することを目的とする。	○学部1年生で、次のいずれかに該当し、日本国籍を持つ者(文、教、法、経、理、薬、工、芸工、農、共創学部) ・社会的養護を必要とする者、またはそれに準じる者 ・経済的に極めて困窮し、修学に支障が生じている者 ○2年次以上の学部生で、次のすべてに該当し、日本国籍を持つ者(文、教、法、経、理、薬、工、芸工、農学部、21GP) ・社会的養護を必要とする者、またはそれに準じる者 ・学業成績が申請時においてGPA 2.5以上であること ・留年、または前年度から原級に留まっていないこと	2名以内	保護者がいない者 月額10万円 保護者がいる者 月額5万円	最短修業年限	以下の九大基金の奨学金との併給不可 ・中本博雄賞修学支援奨学金 ・修学支援奨学金 ・利章奨学金 ・山川賞 山川賞は併給可
	3	九州大学修学支援奨学金	平成29年度	経済的に困難を抱えた学業成績が優秀な学生の修学を支援	学部生のうち、特に経済的な支援を要する学業成績優秀者。 山川賞受賞者、利章奨学金受給者、外国人留学生は除く。	30名程度	月額3万円	1年間	以下の九大基金の奨学金との併給不可 ・中本博雄賞修学支援奨学金 ・市川節造奨学金 ・利章奨学金 ・山川賞
	4	利章奨学金	平成21年度	学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者で、将来、日本を担う学部学生を選考し奨学金を給付する。	以下のすべてに該当する者 ・募集年度の4月1日現在で2年次以上の日本人男子学部学生 ・人間性豊かで志が高く人格的に優れている者 ・学業成績が特に優れている学生でかつ経済的困窮度が高い者	3名程度	月額10万円	最短修業年限	以下の九大基金の奨学金との併給不可 ・中本博雄賞修学支援奨学金 ・市川節造奨学金 ・修学支援奨学金 ・山川賞
	5	九州大学基幹教育奨励賞	平成27年度	1年次に履修した基幹教育科目的成績優秀者に対して表彰し、国内外の学修活動を支援する奨学金を支給。	学部2年生	50名	年額35万円	1年間	他の奨学金との併給可
大学生対象の奖学金 優秀学生の学修活動を支援	6	山川賞	平成24年度	山川健次郎初代総長の名を冠した賞であり、九州大学教育憲章が指向する人間性、社会性、国際性、専門性について優れた志を持ち、学業に優れ、将来、社会の様々な分野で指導的な役割を果たし広く世界で活躍することを目指す九州大学の学部学生を選考し、次代を担う若者を育てる目的とする。	2年次・3年次の学部学生	10名程度	年額100万円	最短修業年限	以下の九大基金の奨学金との併給不可 ・中本博雄賞修学支援奨学金 ・修学支援奨学金 ・利章奨学金 市川節造奨学金との併給可
	7	九州大学大学院研究支援奨学金	平成31年度	博士後期課程に進学を希望、又は在籍する者で、優れた研究能力を有し、日本学術振興会特別研究員DC1、DC2に申請する学生を支援するため奨学金を支給する。	修士課程2年次(学振DC1申請者) 100名以内 博士後期課程1・2年次(学振DC2申請者) 200名以内		年額25万円	1年間	他の奨学金との併給可

【免除関係】

区分	No.	名称	趣旨・目的等	申請資格	免除額	併給の可否
全学生 経済的事情を考慮して支援	8	入学料免除	経済的理由により入学料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる大学院入学者を主に対象とし、また、特別な事情があると認められた学部入学者を対象として、申請に基づき選考の上、入学料を免除する。	○学部入学者で、入学前1年以内において、学資負担者が死亡又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者 ○大学院入学者で次のいずれかに該当する者 ・経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 ・入学前1年以内において、学資負担者が死亡又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者	入学料(28万2000円)の全額又は半額の徴収を免除	他の奨学金との併給可
	9	授業料免除	経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる学生を主に対象とし、申請に基づき選考の上、その学期(前期又は後期)の授業料を免除する。	1. 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 2. 授業料の納期前6ヶ月(新入生の場合は、入学した期の申請に限り入学前1年)以内において、学生の学資負担者が死亡又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者	各学期の授業料(26万7900円、法科大学院40万2000円)の全額、半額又は4分の1の額の徴収を免除	他の奨学金との併給可